学校いじめ防止基本方針

～ いじめは人間として絶対に許されない ～

令和５年８月改定

千歳市立富丘中学校

【目　次】

１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・１
２　いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　いじめの理解・要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・４

２　学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

１　学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し・・・・・・・・・・・７
２　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置・・・・７

３　いじめの未然防止

１　取組の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　取組の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３　学校・家庭・地域・関係機関の連携・・・・・・・・・・・・・１１

４　いじめの早期発見

１　取組の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２　取組の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

５　いじめの早期対応

１　取組の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
２　基本的な対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３　いじめの発見・通報を受けたときの対応・・・・・・・・・・・１９
４　いじめられた児童生徒及びその保護者への支援・・・・・・・２０
５　いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言・・・・・２０
６　いじめが起きた集団への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・２１

６　「ネット上のいじめ」への対応

１　「ネット上のいじめ」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
２　「ネット上のいじめ」に対する対応の充実・・・・・・・・・・２４

７　重大事態への対処

１　重大事態の意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
２　教育委員会による調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
３　調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置・・・・・３３
４　重大事態が起きたときの対応の流れ・・・・・・・・・・・・・３３

１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが重要であり、いじめは、「絶対に許されない行為」であることの理解を深めるとともに、共通認識の下、市・教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめの問題に取り組む必要がある。

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校は、次に掲げる基本理念の下、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組んでいくこととする。

・いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、いじめはどの児童生徒にも生じうるという認識の下、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

・いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

・いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、市、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

２　いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第２条において次のとおり規定されており、これを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が

限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなとき、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が 謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などにおいては、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有し対応することは必要となる。

・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

・児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ 」や「多様な背景を持つ児童生徒 」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

・具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。
○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○ 仲間はずれ、集団による無視をされる
○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
○ 金品をたかられる
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる　など

・「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

３　いじめの理解・要因

・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。

・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに留意する必要がある。

・「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。

・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをして周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

・いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。

・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

・いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

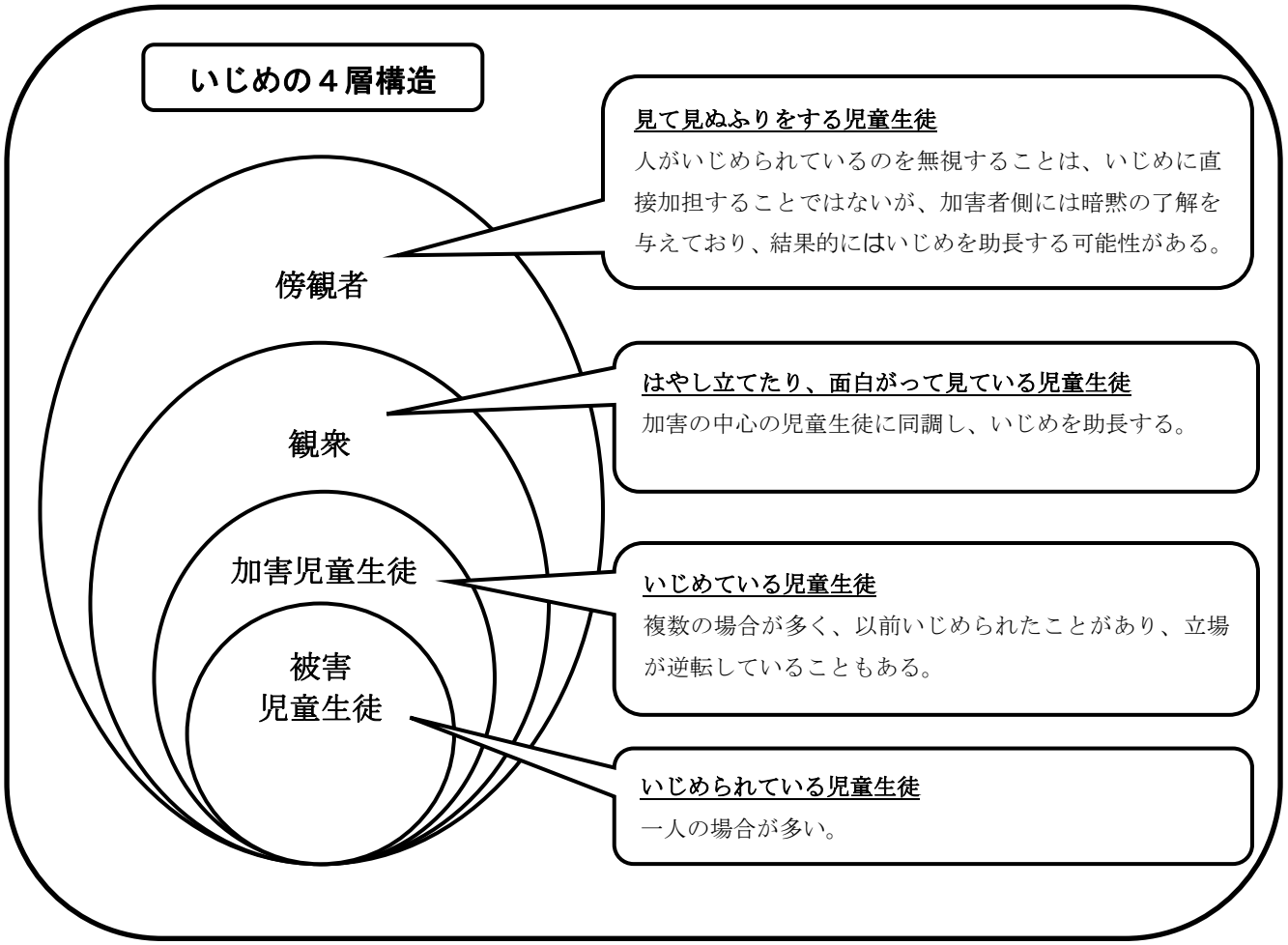

４　いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校においては、「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組むとともに、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」という共通認識の下、家庭・地域・教育委員会・関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むものとする。

（１）いじめの未然防止

・いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」との認識を持って、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。

・全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくっていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。

・学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。

・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

・全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

・いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、共通認識の下、家庭・地域と一体となって取組を推進することが必要である。

（２）いじめの早期発見

・いじめは、早期に発見することで、早期解消につながることから、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。

・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

・いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

（３）いじめの早期対応

・いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要であり、また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

・教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

（４）学校・家庭・地域・関係機関の連携

・地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。

・子どもの教育については、保護者の責任が最も大きいことから、規範意識などを養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、ＰＴＡや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むように努めることが必要である。

・児童生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、地域の取組などに参加する機会をつくることも重要である。

・学校や教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

２　学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

１　学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

・法第１３条に基づき、国及び市の基本方針等を参考にして、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の取組が年間を通じて計画的に行われるよう、取組の基本的な方針やプログラム等の策定のほか、アンケート、いじめへの適切な対処などのいじめ防止の取組内容や年間を通じた学校いじめ対策組織の活動等を定め、学校のホームページ等において公開し、いじめを発見した時の連絡相談窓口等とともに、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

・より実効性の高い取組を実施するため、法第２２条の組織を中心に点検し、必要に応じて内容の見直しを行うこととする。

・いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価結果し、その改善に取組むものとする。

・策定に当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聴くことや、児童生徒の主体的かつ積極的な参加に努める。

２　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・法第２２条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「(仮称) いじめ対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

・本委員会の構成は、校長が学校の実情に応じて定めるものとし、*(例) 校長*、*教頭*、*生徒指導担当教諭*、*学年主任*、*該当学級担任*、*教科担任*、*養護教諭*、*スクールカウンセラー*とする。

・本委員会の体制整備に当たっては、次のような事項に留意し、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、本委員会に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

　○的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
　○事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
　○いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
　○当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約できる体制

○迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

・本委員会は、いじめの問題に組織的かつ実効的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担うものとする。

ア．未然防止

○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ．早期発見・事案対処

○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みなどいじめに係る情報があった時に緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ．各種取組の実施・検証

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

・本委員会は、いじめに関する事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識される取組を進めていく。

３　いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことであり、児童生徒一人一人が自分の居場所を感じるなど、自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

また、地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域が連携し、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを進めることが必要である。

１　取組の基本的方向

・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むものとし、児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。

・児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

・教師自身が、子どもたちから信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級運営を進め、児童生徒一人一人が自分の居場所を感じるなど、自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるよう努める。

・全ての教育活動において、子どもたちが生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに、児童生徒一人一人が他者への思いやりの心をもち、互いに認め合い、支え合い、助け合う人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視し、取り組む。

・教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、全教職員の共通理解を図り、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うとともに、いじめの問題への対応力の向上に努めながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを進める。

・地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭や地域との連携を図る。

・子どもの教育については、保護者の責任が最も大きく、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うため、家庭との連携の強化に努める。

・児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、児童生徒に対して地域の取組などに参加することも、地域の状況を踏まえながら促していく。

・子どもの日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくため、子どもの関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進める。

２　取組の内容（例）

・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実に努める。

・挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活の決まりや心得の大切さを子供たちが共有し、高め合う集団づくりに努め、学習や児童会及び生徒会活動、学校行事活動等での異年齢交流などの活動を通じ、児童生徒の自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を育てる教育の推進を図る。

・スクールカウンセラーや心の教室相談員の積極的な活用を図るとともに、養護教諭、担当教職員等による定期的な教育相談を実施するなど、相談しやすい体制づくりを進める。

・いじめの防止に向けて、「いじめ撲滅宣言」の採択など、児童会及び生徒会活動等の自主的な企画及び運営による取組の促進を図る。

・関係機関との連携により、「人権教室」や「非行防止教室」を開催し、命や思いやりの大切　　さ、差別やいじめのない社会の大切さなど、児童生徒の人権意識や規範意識の向上に努める。
・市が開催する、学校、家庭、地域が連携して取り組む「なかよしさわやかＤＡＹいじめシンポジウム」に積極的に参加し、いじめの防止に向けた共通理解を図るとともに、いじめ防止の普及啓発に努める。

・学校生活における意欲や満足度の調査を行う「ハイパーＱＵ検査」を活用し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進める。

・市が開催する「いじめ・不登校等対策研修会」や教護協会による会議に積極的に参加するとともに、年間計画に位置づけた校内研修を実施するなど、教職員のいじめへの対応に係る資質能力の向上や共通認識を図るよう努める。

・ＰＴＡや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネット上のいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。

・児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通した個と集団への働きかけを行う。

・児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。

・「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」について、教職員に対し正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知し、当該児童生徒に対しては、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

３　学校・家庭・地域・関係機関の連携（例）

・地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭や地域、関係機関との幅広い連携・協力に努める。

・子どもの教育については、保護者の責任が最も大きく、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためには、家庭との連携が大切であり、保護者会や懇談会、個人面談、ＰＴＡ活動、家庭訪問、学級通信などを通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。

・児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、「千歳っ子見守り隊」や「青少年指導センター」、民生児童委員、町内会など、日頃から地域との連携を図り、情報の収集に努める。

・警察、教護協会、児童相談所、人権擁護委員協議会、要保護児童地域ネットワーク協議会などの関係機関との連携を図る上から、積極的に各種連絡会議や大会等に参加するなど、情報交換に努めるほか、学校相互間の情報共有を図る。

・各種相談機関（相談機関一覧参照）との連携に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。

【相談機関一覧】

・２４時間子供ＳＯＳダイヤル	０１２０－０－７８３１０
・子ども相談支援センター	０１２０－３８８２－５６
・エンゼルキッズこども家庭支援センター	０１１－３７２－８３４１
・少年相談１１０番（北海道警察本部）	０１２０－６７７－１１０
・教育相談電話（道立特別支援教育センター）	０１１－６１２－５０３０
・教育相談電話（石狩教育局）	０１１－２２１－５２９７
・子どもの人権１１０番（法務省）	０１２０－００７－１１０
・千歳市教育相談電話	０１２３－２７－４７０７

４　いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することで、早期解消につながるものである。早期発見のためには、日頃から学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の見守りや信頼関係を築くとともに、いじめの情報やサインを確実に受け止めるためのアンテナを高く保つことが必要である。

また、いじめは「気付きにくく判断しにくい」ことが多いので、定期的ないじめアンケート調査や教育相談を実施するなど、いじめについて相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが重要である。

１　取組の基本的方向

・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

・日頃から、家庭・地域と連携し、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等を図り、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

・定期的ないじめアンケート調査や教育相談の実施、各種相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整え、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底するなど、いじめの実態把握に取り組む。

２　取組の内容（例）

・いじめの実態把握や早期発見、早期対応等を図るため、全児童生徒に対し、北海道及び教育委員会が実施するいじめアンケート調査のほか、学校独自の調査の実施など、定期的にいじめアンケート調査を実施し、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
※ いじめアンケート調査フローチャート（Ｐ１５参照）

・定期的に教育相談を実施するとともに、市が設置する「相談ボックス」を活用するなど、相談しやすい雰囲気づくりに努める。

・個人面談や家庭訪問等の機会の活用や、個人ノート及び生活ノートなどの日記等の活用、コミュニケーション能力等の把握調査の活用、長期欠席児童生徒の報告などから、いじめの早期発見を図る。

・各種相談窓口（Ｐ１１参照）を周知するほか、校内における日頃の日常観察や情報交換、家庭及び地域との連携による情報の収集に努める。

○ 学校におけるいじめのサイン ～ 「いじめ発見のためのチェックポイント」（Ｐ１６）の活用

・遅刻、早退、欠席が多い
・教科書、学用品が隠されたり、落書きされたりする
・一人の発言に大多数が反対することが多くなる　など

○ 家庭におけるいじめのサイン ～ 「いじめ発見のためのチェックポイント」（Ｐ１７）の活用
・学校に行きたがらない
・物がいたずらされる、壊される
・服が汚れている、擦り傷をつくって帰る　など

○ 地域からの情報収集
・公園で一人の子を何人かで囲み、言い合ったりこづいたりしている
・登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている　など

・インターネット上のいじめへの対策として、北海道及び教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でもネットパトロールを行うなど、定期的なネット巡視により早期発見を図り、不適切な書き込み等を発見した際は削除の依頼等、関係機関と連携・協力して適切な対応を図る。

・児童生徒が自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にＳＯＳを出す方法を身に付けるため、「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進する。

千歳市いじめアンケート　　（　　）年（　　）組

1　あなたは、今年の４月から今日まで、2のア～クのようなことをされて、嫌な思いをしたことがありますか。（※前回のアンケートで書いて、解決していることについては書かなくてよいです。）
　ア　ある　　イ　ない

ある

2　どんなことをされましたか。ア～クの中から全部選び、〇を付けてください。また、クを選んだ人は（　）にどんなことをされたか、具体的に書いてください。
ア　冷やかしやからかい、悪口をいわれる　　イ　仲間はずれや無視をされる
ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする
エ　ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
オ　お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする
カ　恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする
キ　メールや無料通話アプリ（ＳＮＳ等）で悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりする
ク　その他（　　）

ない

3　あなたは、2のことで、今も嫌な思いをしていますか。
　ア　している　　イ　していない

4　あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。ア～ケの中から全部選び、〇を付けてください。また、ケを選んだ人は（　）に相談する人を具体的に書いてください。
ア 学校の先生　イ スクールカウンセラー　ウ 友人　エ 父や母　オ 兄弟姉妹　カ 電話相談
キ メールやＳＮＳの相談窓口　ク だれにも相談しない　ケ その他（　　）

5　あなたは、今年の４月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか。
　ア　ある　　イ　ない

6　学校から「子ども相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますが、そのカードを知っていますか。
　ア　知っている　　イ　知らない

7　あなたは、2に書かれていることを含め、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんな理由があっても許されないことだと思いますか。
　ア　そう思う　　イ　そう思わない　　ウ　よくわからない

8　あなたは、携帯電話（スマートフォン）や通信ができるゲーム機を持っていますか。
　ア 持っている　　イ　持っていない

9　あなたは、ネットでのトラブル（いじめを含む）で困ったことはありますか。
　ア　ある　　イ　ない

10　9 であると答えた人は、どのようなことで困ったのか、書ける範囲で構いませんので空欄に自由に記入してください。

自由記載欄　他に何か相談したいことがあれば、自由に書いてください。

いじめアンケート調査フローチャート

・いじめアンケートを全児童生徒対象として実施

調査票 1-2（学校集計用）に回答内容を集計し**速報値を教育委員会に提出**

・児童生徒がアンケートに「いじめ」があると記載

・当該児童生徒と面談を実施した結果、**「いじめ」を認知**。被害・加害の状況を確認し、対応状況をいじめ相談報告書（様式 1-3）へ記載し、市教委へ報告

・被害児童生徒への対応

被害児童生徒の心のケアを最優先に考え、問題が根本的に解決しているか、面談や学校での様子を含め総合的に判断する。この際、担任だけではなく、教頭及び生徒指導担当教諭等に児童生徒の様子を客観的に判断してもらい、**周囲の様子と変わったところがないかを見逃さない**ようにする。

・保護者への対応

児童生徒への初期対応の報告と、今後の対応に関する報告の実施。（初期段階の対応から、保護者を含めた三者面談が必要な場合あり）

・いじめアンケート及び面談の結果、いじめの認知なし

・アンケート終了後、児童生徒に対する面談を実施。被害にあっている状況を見た場合の対応、自らは絶対に加害者にならないことを指導。

・加害児童生徒への対応

いじめがなぜいけないことなのか、自分が同じことをされたらどう感じるのかを考えさせ、被害児童生徒に対して、教諭立会いの下、自分の言葉で謝罪をさせる。（**自らいじめを考えさせる機会をつくる**）

・加害児童生徒の謝罪対応以降の様子を確認（状況により事後面談を実施）し、周囲の児童生徒と好ましい関係を作れているかを確認する。また、被害児童生徒との関係性を重視し、確実に改善されていることを、担任だけではなく教頭及び生徒指導担当教諭等に客観的に判断してもらう。

当該児童生徒の面談等の対応以降の状況を注意深く観察し、学校生活内における様子の変化を見逃さないように注意深く見守っていく。

特に、**被害児童生徒に関しては、声掛けの頻度を増やし、スクールカウンセラーや心の教室相談員との連携を図りながら、継続したサポート体制をとっていく。**

いじめ発見のためのチェックポイント（学校用）

学校での様子	子どもの名前
＜登校時＞	
・遅刻・早退・欠席が多い	
・元気がなく、表情がさえない	
・自らあいさつをしない、他の子どもからの声かけもない	
＜授業時＞	
・忘れ物が多い	
・教科書、学用品が隠されたり、落書きされたりする	
・体調不良を訴えてトイレや保健室に行きたがる	
・グループ活動で孤立しがちである	
・一人の発言に大多数が反対することが多くなる	
・一人だけ授業に遅れてくることがある	
＜休み時間＞	
・教室や廊下に一人でいることが多い	
・友だちと一緒のときも表情が暗かったり、おどおどしていたりする	
・用もないのに保健室や職員室に来る	
・理由もなく、服が汚れていたり、怪我をしたりしている	
・遊びやふざけの中で笑われたり、命令されたり、嫌な役をしている	
・周りが避けたり、ちょっかいをかけたりしている	
＜給食時間＞	
・その子が配膳すると嫌がられる	
・一人で黙って食べている	
・食欲がない	
・食べ物にいたずらをされる（盛りつけをしない、わざと多く盛る）	
＜清掃時間＞	
・その子の机や椅子だけが運ばれない	
・その子の机や椅子を乱暴に扱ったり、汚いものを触ったりする扱いをする	
・一人離れて掃除をしている	
＜放課後＞	
・急いで下校する、又は用もないのにいつまでも学校に残っている	
・玄関や校門付近で不安そうな顔をし、おどおどしている	
・他の子どもの荷物をよく持たされている	
・靴や鞄、傘などの持ち物が紛失したり、いたずらされたりする	
・下駄箱にいたずらをされる	
＜その他＞	
・カッターなど危険な物を持ち歩いている	
・教師と視線を合わせない、話すときに不安そうな表情をする	
・叩かれる、押される、蹴られる、からかわれる	
・沈み込んだり、泣いたり、情緒が不安定である	
・理由もなく成績が下がる	

・いじめ発見のためのチェックポイント（保護者用）

家庭での様子	チェック欄
＜家庭生活全般＞	
・朝、起きられない、昼夜が逆転した生活をする	
・朝、頭痛や発熱等を訴える	
・朝、トイレから出てこない	
・学校に行きたがらない	
・昼ごろから元気になる	
・下校後、ぐったりしている	
・帰宅が急に早くなる	
・急に落ち着きがなくなる	
・不審電話などがかかってくる	
・お金をこっそり持ち出す	
・日記等に悩みなどを書く	
・学校のことを話さなくなる	
・食欲がなくなる	
・服が汚れている、擦り傷、あざをつくって帰る	
・いじめの被害等を話題にする	
・休日や長期休み中は症状がない	
・先生や友達が嫌いだという	
・閉じこもりがちになる	
＜家族との関係＞	
・かたくなな感じになる	
・友人がいないと言う	
・友人に意地悪されたと言う	
・友人を避けるようにする	
＜その他＞	
・小心、内気、心配性である	
・勉強がわからないと言う	
・他の欠席者を話題にする	
・明るさが次第になくなる	
・欠点を強く気にする	
・転校したい、生まれ変わりたいと言う	
・メールのやり取りが増える	
・携帯電話の着信を無視するようになる	
・いたずらされる、物が壊される	

５　いじめの早期対応

いじめが発生した際は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有するとともに、早期解消に向けて、校長のリーダーシップの下、教職員全員の共通理解を図り、組織的に対応することが重要であり、さらに、家庭や教育委員会との連携も必要である。

また、いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で適切に指導することが大切である。

１　取組の基本的方向

・いじめの発見・通報又は相談を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに「(仮称)いじめ対策委員会」を活用し、全教職員の共通理解の下、複数の関係者による適切なアセスメント（見立て）に基づき、迅速かつ組織的に対応する。

・被害児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

・教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

２　基本的な対応の流れ

いじめの問題の発生

１　いじめの問題の察知

（１）本人及び保護者からの訴え・相談、教職員の観察、アンケートの実施、他の児童生徒からの報告、スクールカウンセラー・心の教室相談員からの報告、地域からの情報

⇩

事実確認・教育委員会への速報

２　事実確認・教育委員会への速報

（１）事実関係を確認し報告
- 学級担任→学年主任→生徒指導部→教頭→校長
- 「(仮称）いじめ対策委員会」を中心とした対応

（２）正確な事実確認
- 担任、養護教諭、他の教職員による関係する児童生徒からの情報収集

⇩

（３）教育委員会への速報
- いじめの状況を把握し、適切な指導・助言を行う

【連絡先】青少年課生徒指導係
TEL　(24) 0859

教職員の共通理解

３　教職員の共通理解

（１）全教職員での情報共有

（２）今後の対応方針の決定

⇩

児童生徒への支援・指導（被害児童生徒）（加害児童生徒）

※担任が一人で抱え込んだりすることなく、組織（チーム）で対応することが重要

4　児童生徒への支援・指導

（1）被害児童生徒への支援

（2）加害児童生徒への指導

（3）学級又は学年、全校への指導（観衆、傍観者への指導）

※複数の教職員で対応に当たる

⇩

保護者への対応

5　保護者への対応

（1）被害児童生徒の保護者への対応

・事実の経過、今後の指導方針について説明し、理解と協力を得る

・心のケアや今後の生活について協議する

（2）加害児童生徒の保護者への対応

・事実、指導の経過を説明し、再発防止に向け、理解と協力を求める

（3）被害者への謝罪など

⇩

教育委員会への報告

6　教育委員会への報告（対応状況報告）

（1）状況に応じた心のケア等の指導・助言を行う

（2）再発防止に向けた指導・助言を行う

（3）必要に応じ、「教育委員会の附属機関」の活用を図る

⇩

事後の対応

7　事後の対応

（1）全教職員において情報の共有化を図る

（2）再発防止に向けた、見守り体制を確立する

（3）必要に応じてカウンセリングなどの相談体制を整える

8　指導の継続

（1）指導経過を記録し、いじめ対策の研修などへの活用や、今後の対応策に活かす

３　いじめの発見・通報又は相談を受けたときの対応

・いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止めさせ、また、相談や訴えがあったときは、真摯に傾聴し、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保する。

・発見・通報又は相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、「(仮称) いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有し、いじめに係る情報を適切に記録する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、対応方針を決定し、その結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

・いじめが犯罪行為と認めるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察と連携して対処する。

４　いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

・被害児童生徒から事実関係の聴取を行い、その際、被害児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意するとともに、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、被害児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、安全を確保する。

・被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、寄り添い支える体制をつくるとともに、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の２つの要件が満たされている場合に解消していると判断します。

① いじめられた児童（生徒）へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも３か月止んでいる状態が継続していること。

② いじめられた児童（生徒）本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童（生徒）が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

・いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、児童（生徒）について、日常的に注意深く観察する

・いじめが解消していない段階では、いじめられた児童（生徒）を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

５　いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

・加害児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は、複数の教職員が連携して、組織的に対処し、その再発を防止する措置を講ずる。

・事実関係の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

・加害児童生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させた上で、自らの行為の責任を自覚させる。

・加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて、当該児童生徒の安心、安全健全な人格の発達に配慮するとともに、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

・毅然とした指導、対応を行い、教育上必要があると認めるときは懲戒を加えることや、出席停止を命ずることも考えられるが、その際は、教育的配慮に十分に留意し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

６　いじめが起きた集団への働きかけ

・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

・はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

・いじめの解消は、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであり、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

６　「ネット上のいじめ」への対応

携帯電話やスマートフォン、パソコン、通信機能付きゲーム機等、インターネットを通じて行われる誹謗・中傷の書き込みやメール送信などのいじめに対し、その特徴を理解した上で、未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を充実させていく必要がある

１「ネット上のいじめ」とは

（１）「ネット上のいじめ」の特徴

・「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やスマートフォン、パソコン、通信機能付きゲーム機等を通じて、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）やインターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールやメッセージを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

・「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されており、その特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を充実させていく必要がある。

○ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
○ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
○ インターネット上に掲載された個人情報や画像、動画等は、拡散や加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報等は、消去することが極めて困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
○ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話や通信機能付きゲーム機等の利用状況を把握することが難しい。また、子どもの利用しているＳＮＳや掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。
○ 「ネット上のいじめ」は、刑事上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償の対象となり得る。
○ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な影響を与える可能性がある。

（２）「ネット上のいじめ」の類型

「ネット上のいじめ」には様々なものがあり、手段や内容に着目して、次のとおり類型化できますが、実際の「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

①直接型（被害者がいる場で行為に及ぶ場面）

・メールやＬＩＮＥなどの被害者との一対一のやり取りの中で、被害者を誹謗中傷するメッセージ等を送る。
・被害者が含まれるグループトーク内で、被害者を誹謗中傷するメッセージを送ったり、被害者が嫌がる画像や動画を送信したりする。

②間接型（被害者がいない場で行為に及ぶ場面）

・被害者が含まれないグループトーク内、または、不特定多数に発信できるＳＮＳや掲示板などで、被害者の容姿や言動、性格等への誹謗中傷を書き込んだり、被害者をからかう画像や動画を送信したりする。
・不特定多数に発信できるＳＮＳや掲示板で、被害者に無断で、写真や電話番号等の個人情報を掲載する。

③直接型・間接型に共通して見られるいじめの態様

・誹謗中傷するメッセージ、画像等を繰り返し送信する。
・匿名や第三者に成りすまして誹謗中傷するメッセージ等を送る。
・被害者のことである旨の明示はないものの、暗に示唆するメッセージを送る。

（３）通信機能付きゲーム機によるトラブル

・インターネットに関わるトラブルは、携帯電話やスマートフォン、パソコンだけではなく、通信機能付きゲーム機によっても発生しており、特に、通信機能付きゲーム機の所持率の高い小学生において多く発生している。

・通信機能付きゲーム機によるトラブルは、ゲーム機のネットワーク機能、チャット機能を活用し、一部児童の悪口や仲間外れ、言葉の真意が伝わらないネットコミュニケーション特有のトラブルや、オンラインゲーム上でのアイテム等をめぐるトラブルなどにより、いじめの原因となることもある。

（４）ＳＮＳの利用に関するトラブル

・最近では、ＳＮＳの利用に関するトラブルが増加してきており、「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステム、サービス等の出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられ、主なものとして次のようなものがある。

○ ＬＩＮＥ　～　スマートフォン向けの交流アプリケーションで、通話やチャットを行いたい相手同士でこのアプリケーションをインストールしておけば、通信キャリアや端末を問わず、相手とインターネット電話やチャットを行うことができる。複数人でのグループ通話にも対応しており、このグループ内でのやり取りからのトラブルも発生している。

○ Ｘ（旧：Ｔｗｉｔｔｅｒ）　～　ＳＮＳの一つであり、文章や画像、動画を添付して投稿できる。感じたことや言いたいことを、「つぶやき」として不特定多数に公開できる。気軽に投稿できるため、不適切な書き込みに及ぶ場合がある。

○ Ｉｎｓｔａｇｒａｍ ～ ＳＮＳの一つであり、写真や画像を加工し、投稿できる。ハッシュタグ（＃）というキーワードを用いた検索機能が充実している。Ｉｎｓｔａｇｒａｍストーリーズ（ストーリー）で、写真や動画が 24 時間で消えることに安心している子どもたちがいるが、その間にスクリーンショット等で保存される可能性がある。

○ ＹｏｕＴｕｂｅ ～ 無料で利用できる動画共有サイト。ＹｏｕＴｕｂｅに動画をアップロードする場合、年齢制限は 13 歳以上とされている。閲覧した人が感想を残したり、再生回数が分かる。多くの人に見てもらうため、不適切な行為に及ぶ場合がある。

○ ＴｉｋＴｏｋ ～ 動画ＳＮＳアプリ。15 秒程度の短い動画の撮影、投稿が可能。撮影した動画の編集が簡単にでき、動画には音楽をつけることもできる。ＳＮＳ機能があり、お互いに「いいね」やコメント、気に入った投稿者の「フォロー」が可能。不特定多数の人がいるところで撮影すると写りたくない人が写ってしまい、その動画が流出してしまうこともある。

○ その他代表的ＳＮＳ・アプリケーション等 ～ Ｆａｃｅｂｏｏｋ、mixi、カカオトークといったＳＮＳやアプリケーションも利用されており、これらを活用した仲間同士のコミュニケーションも活発に行われているなど、次々と新しいシステムやサービス等の出現で、ネットトラブルの対応がより一層複雑化している。

２「ネット上のいじめ」に対する対応の充実

（１）情報モラル教育の充実と教職員の指導力の向上

・「ネット上のいじめ」やインターネット上での様々なトラブルが増加しており、そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応、インターネットの危険性や交流サイトのルールなどを学ぶ、情報モラル教育の充実を図る。

・情報モラル教育は、非行防止教室のネットトラブル講習や携帯電話会社の「携帯安全教室」等を活用するなど学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教職員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」「ネットトラブル」の実態等を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上に努める。

（２）保護者への啓発の推進と家庭との連携

・「ネット上のいじめ」は学校だけの取組ではなく、学校と家庭や地域が連携・協力して、未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を行っていくことが必要であり、携帯電話等の利用に関する危険性や、子どもたちの携帯電話等の利用実態について保護者が理解した上で、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話等の利用に関して、家庭におけるルールづくりを行うことが極めて重要である。

・携帯電話等の利用に関しては、保護者が、フィルタリングや機能制限の設定を行うことが「ネット上のいじめ」や「ネットトラブル」を防止する点で極めて重要であり、保護者への説明会や保護者会などを通じて、「ネット上のいじめ」の実態やインターネットの危険性のほか、使用時間の制限やフィルタリングを必ず設定するなどの家庭におけるルールづくりの重要性を呼びかけるとともに、ＰＴＡ活動においても積極的に取り組むよう推進を図る。

（３）ネットパトロールの実施

・学校の非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗・中傷の書き込みが行われ、「ネット上のいじめ」等が起こっていないかチェックすることを「ネットパトロール」と呼んでおり、「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応につなげるため、北海道及び教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でもネットパトロールを行うなど、定期的なネット巡視を実施し、不適切な書き込み等を発見した際は削除を依頼するなど、関係機関と連携・協力して対応を進める。

【参考】

「情報モラル」指導モデルカリキュラム

・情報モラル教育を体系的に進めるため、情報モラルの指導内容を５つの分野に整理し、児童生徒の発達段階に応じて指導目標を設定

「情報モラル」指導実践キックオフガイド

・情報モラル教育の重要性やモデルカリキュラムの解説、指導実践例などを紹介

教職員向け Web サイト「やってみよう情報モラル教育」

・教職員が手軽にアクセスし、情報モラル指導の参考とするための指導実践事例や指導に役立つリンク集等を紹介するポータルサイト

文部科学省ＨＰ「情報モラル教育の充実」－「教員向けの指導資料等」

・これまでの情報モラルに関する資料を掲載

【参考】保護者への説明のポイント

・子どもたちの携帯電話、インターネット等の利用の実態
・「ネット上のいじめ」の実態
・「ネット上のいじめ」を防止するために家庭でできる取組
  ○「ネット上のいじめ」等についての子どもとの話合い
  ○ 家庭における携帯電話等の利用に関するルールづくり
  ○ フィルタリングの必要性
・「ネット上のいじめ」の早期発見、早期対応に向けた取組

【参考】家庭における携帯電話等の利用に関するルール（例）

・自宅内では居間で使うこと
・食事中や深夜には使用しないこと
・一定の金額以上は使わないこと
・他人を傷つけるような使い方をしないこと
・送信者不明のメールや知らない者からのメールが来た場合には速やかに親に報告すること
・ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には携帯電話の利用を停止すること

【参考】フィルタリングの設定

・フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等に、一定の基準に基づきアクセスできなくする機能のことであり、子どもを犯罪や「ネット上のいじめ」から守るためには、携帯電話端末等にフィルタリングを利用することも有効である。
・フィルタリングについては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において、１８歳未満の青少年が利用する携帯電話等については、フィルタリングを利用する（保護者がフィルタリングを利用しないことを申し出た場合を除く）ことが規定された。
・現在フィルタリングを利用していない場合でも、携帯電話事業者等に申し込んだ場合フィルタリングの利用（無料）は可能である。

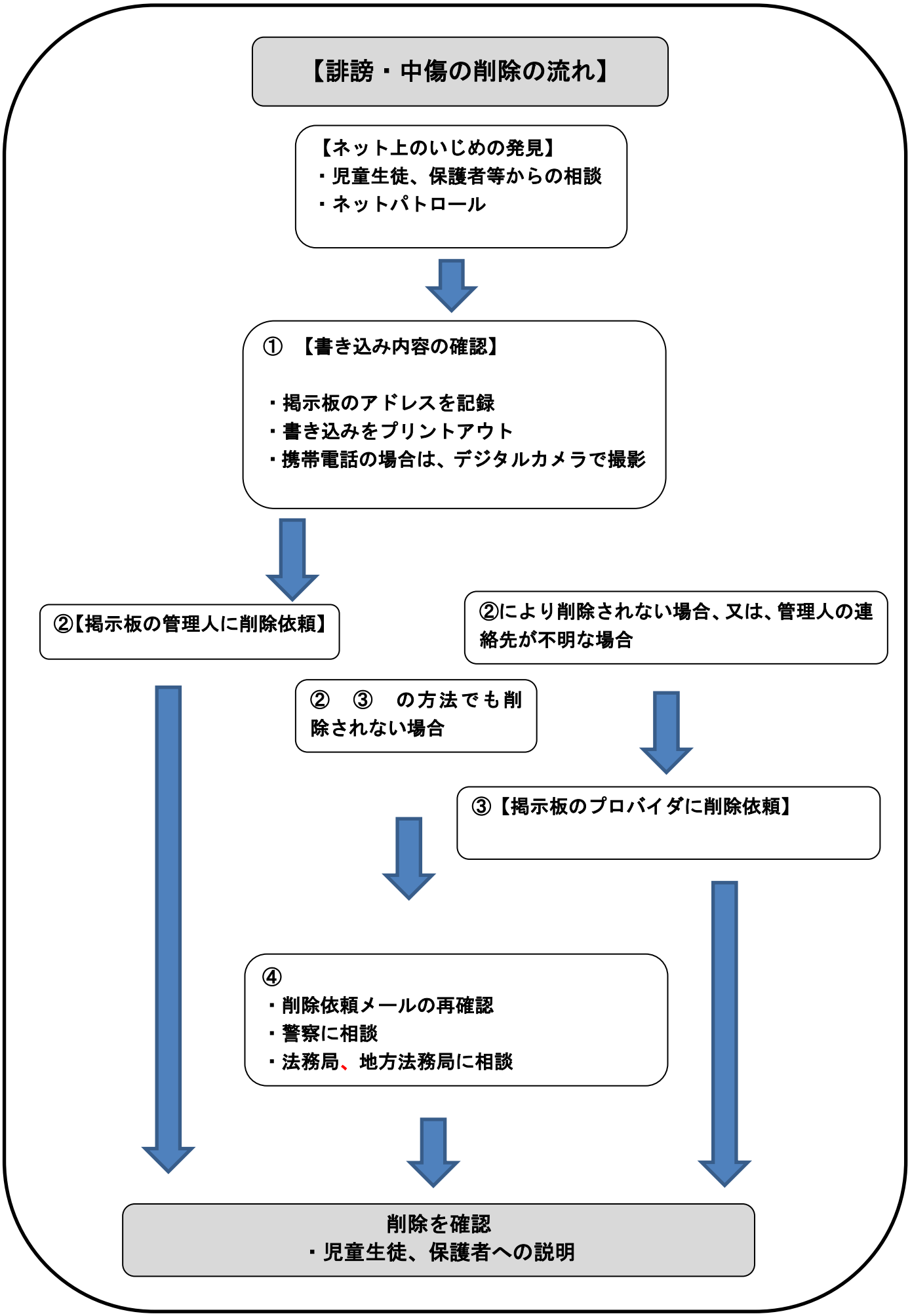
【誹謗・中傷の削除の流れ】
【ネット上のいじめの発見】
・児童生徒、保護者等からの相談
・ネットパトロール
① 【書き込み内容の確認】
・掲示板のアドレスを記録
・書き込みをプリントアウト
・携帯電話の場合は、デジタルカメラで撮影
②【掲示板の管理人に削除依頼】
②により削除されない場合、又は、管理人の連絡先が不明な場合
② ③ の方法でも削除されない場合
③【掲示板のプロバイダに削除依頼】
④
・削除依頼メールの再確認
・警察に相談
・法務局、地方法務局に相談
削除を確認
・児童生徒、保護者への説明

先生のための「情報モラル指導チェックシート」

次のチェックシートで、当てはまるものに○印を入れてください。いくつ○印が入るでしょうか。

	チェック内容	○印
1	児童生徒が発信する情報や情報社会での行動に責任を持ち、インターネットの情報を集めて指導方法を検討している	
2	教科や道徳、特別活動（学級活動）、「総合的な学習の時間」で情報モラルを取り上げて、相手のことを考えたり、情報のやり取りやネット社会のルール、マナーを守る態度を指導したりしている	
3	児童生徒がインターネットを利用する際に、情報の正しさや安全性などを理解し、健康面に気をつけて活用できるように指導している	
4	学校全体で情報モラルの指導計画を策定し、体系的に情報モラルを指導している	
5	調査活動などで Web 検索を利用する際に、インターネット上には不適切な情報があることを指導している	
6	伝え合う力を指導する際に、相手を思いやるコミュニケーションについて指導している	
7	児童生徒がパスワードや自他の情報の大切さなど、情報セキュリティの基本的な知識を身につけるように指導している	
8	コンピュータの置き場所や使い方、履歴の管理などを保護者に指導し、家庭でのルールづくりを勧めている	
9	保護者懇談会等では情報モラルについて取り上げ、話題にするとともに啓発に努めている	
10	保護者と連絡を密にして、コンピュータや携帯電話の使い方について児童生徒の実態をよく知っている	

○印の数	アドバイス
1～2 個	児童生徒の将来のために今のうちから情報モラルの指導に取り組みましょう。「情報モラル」指導実践キックオフガイド等をよく読むことが最初の一歩です。
3～5 個	よく頑張っていますが、まだやるべきことはたくさんあります。やらなければいけないこと、やり残していることをガイドブック等から見つけましょう。
6～8 個	よくできています。教師としてやるべきことがしっかり見えているように思います。チェックが入らなかった項目にチェックが入るように、さらに向上してください。
9～10 個	すばらしいです。あなたが取り組まれている実践を学校内外に広げるとともに、これからも情報収集に努め、新たな問題にも適切に対応し課題解決されることを望みます。

（「情報モラル」指導実践キックオフガイド　参照）

「情報モラルチェックシート」（生徒用）

次のチェックシートで、あてはまるものに○印を入れてください。いくつ○印が入るでしょうか。

	チェック内容	○印
1	パスワードを大切にし、他人のパスワードをたずねたり、使ったりしていない	
2	迷惑メールが来ても無視して、返事をしない	
3	あやしいメールに返事をしたり、添付ファイルを開いたりしていない	
4	チェーンメールは無視して、自分のところでストップさせている	
5	変な Web ページが開いたら、すぐにそのウィンドウをとじるようにしている	
6	ネットショッピングの利用やネットゲームのアイテム購入を家の人に内緒でしていない	
7	ダウンロードはしないか、するときには家の人に確認を取ってからしている	
8	チャットや掲示板には、悪口や意味のないこと、事実と違うことを書き込まない	
9	チャットや掲示板で、初めての人に誘われても、実際に会わない	
10	チャットや掲示板、ブログ、SNS などに個人情報を書き込まない	
11	他の人が書いた文章や撮った写真、ビデオなどを、自分のもののようにして勝手に発信しない	
12	著作物をコピーして、勝手に配布していない	
13	携帯電話を使ってよい場所や時間を守り、勝手に他の人の写真を撮ったりしていない	
14	家の人と使う時間を決めて、時間を守って携帯電話やコンピュータを使っている	
15	困ったことがあれば、先生や家の人に相談するようにしている	

○印の数	アドバイス
1～3 個	家の人とコンピュータやネットワークの使い方をもう一度しっかり話し合って、安全な使い方をするように心がけましょう。
4～7 個	気をつけてコンピュータを使っています。ただ、まだまだ安全な使い方だとは言えないので、大人の人から話を聞いたり、いろいろな情報を集めたりして、安全に使うように努力しましょう。
8～12 個	コンピュータやネットワークを安全に正しく使おうとしています、ただ、もう少しやるべきことがあるので、○印がつかなかったところに○がつくよう努力しましょう。
13～15 個	すばらしいです。友達が困っていたら積極的にアドバイスしてあげてください。また、新しい問題にも今までの経験を生かし、大人の人と相談しながら解決してください。

（「情報モラル」指導実践キックオフガイド　参照）

家庭での「情報モラル指導チェックシート」

	チェック内容	○印
1	社会では、情報モラルに関してどのような事件や課題があるのか、新聞やテレビ、インターネットで調べている	
2	家庭で子どもと話し合って、コンピュータを使う際のルールをつくり、守らせている	
3	コンピュータは子どもだけで使う場所には置かず、家族の目が届く居間などに置いている	
4	子どもに携帯電話を与える前に、本当に必要かどうかをよく検討し、子どもに使わせる場合はフィルタリングサービスなどを契約するだけでなく、ルールやマナーの指導も行うようにしている	
5	ブラウザやフィルタリングソフトのページ閲覧履歴を定期的に見て、子どもがどのようなページを見ているか確認している	
6	子どもにクレジットカードの番号を教えたり、勝手にネットショッピングをさせたりしない	
7	子どものネット利用の時間や料金を調べ、使いすぎの状態ではないか注意している	
8	子どもの様子から気になることがあれば、学級担任やカウンセラーと連絡を取り合うようにしている	
9	困った場合の連絡先として、警察の生活安全課や消費者相談窓口などを知っている	
10	家族での会話を大切にし、学校や家での出来事について何でも話せて相談できる雰囲気をつくっている	

次のチェックシートで、当てはまるものに○印を入れてください。いくつ○印が入るでしょうか。

○印の数	アドバイス
１～２個	保護者として、インターネット上のどのような情報に子どもたちが接しているか、注意深く見守ることが必要です。
３～５個	保護者としてやるべきことをしています。しかし、今の状況に対応するにはまだ不十分です。インターネット上の危険から子どもを守る方法を解説した Web ページやガイドブックなどをよく読んで、家庭でできることから始めてください。
６～８個	情報に対するきちんとした考えをお持ちで、保護者として立派です。ただ、まだやらなければならないこともありますので、さらに今の取組を進めてください。
９～１０個	すばらしいです。あなたの取組を他の保護者の方にも広げてください。また、子どもたちの様子から新しい問題が見つかったら、先生と協力して課題解決にあたってください。

【保護者の方へ】

インターネット、携帯電話の普及により、子どもたちがトラブルに巻き込まれる事例が増加し、その対策が緊急の課題になっています。将来社会に出て行く子どもたちにとって、インターネットなどの活用能力は必須ですので、情報機器の利用は避けては通れません。学校では、日常的に情報モラルの指導を行っています。また、学校で学習に使っているコンピュータは、フィルタリングソフトやウィルス対策ソフトを導入し、安全性に配慮しています。

ご家庭でも、インターネットや携帯電話を利用する際に、守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項を子どもたちとともに確認し、安全で正しい活用を指導してください。

（「情報モラル」指導実践キックオフガイド　参照）

7　重大事態への対処

重大事態が発生した際は、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う必要がある。
また、教職員の役割や対応チームの編成、対応の流れや留意点等について確認しておくなど、日頃から危機対応への準備を進めることが大切である。

1　重大事態の意味

重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省）」により適切に対応するものとする。

・法第２８条第１項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。
① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、例えば、自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症などが想定される。

・②の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。

・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2　教育委員会による調査

（1）重大事態の報告及び調査を行うための組織

・学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

・法第１４条第３項に規定する教育委員会の附属機関は、法第２８条第１項に基づき、いじめの重大事態が発生した場合の調査組織を兼ねるものとし、組織の構成も調査を前提として、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本として、公平性・中立性の確保に努め、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

（２）実施する調査の内容及び留意事項

・調査は、事実関係を明確にするために行うものであり、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要となり、当該重大事態の状況に応じ、適切に調査を進める。

・いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

・いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取した上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

・児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査は、再発防止に資する観点から、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景調査を実施することが必要である。また、情報発信や報道対応については、個人のプライバシーへの配慮に留意し、正確で一貫した情報提供が必要である。　～　千歳市いじめ防止基本方針別添「いじめの重大事態対応マニュアル」参照

・法第２８条第１項第２号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき実施する。

・事案の重大性を踏まえ、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど必要な対応を行う。

・児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行う。

（３）調査結果の提供及び報告

・調査の結果を受けて、調査より明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

・情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

・調査結果については、教育委員会より市長に報告するものとし、説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

３　調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

・法第２８条第１項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第３０条第２項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者による附属機関等を設けて調査を行うなどの方法により、調査の結果について適切に調査（再調査）を行うものとする。

・市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

・市長は、再調査を行ったとき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告するものとする。

４　重大事態が起きたときの対応の流れ

１　重大事態発生時の対応

（１）学校の体制等の確立

・対応チームを編成し、正確な情報を収集するとともに、教育委員会へ報告する。
・当該保護者への対応を早急に行い、他の保護者等への説明やマスコミ対応等については、当該保護者の要望に配慮する。
・緊急職員会議を開催し、共通理解を図るとともに、報道機関への対応等、今後の対応方針について協議する。
・全ての教職員から、当該児童生徒の状況や指導等について聴き取りを行う。

（２）当該保護者への対応

・当該保護者に対して、教職員からの聴き取り結果について説明するとともに、公表等の意向や今後の対応について確認する。
・当該保護者に、在校生へのアンケート調査など「詳細調査」の実施の可否について確認する。
・当該保護者へ継続的に援助を行うとともに、情報の共有に努める。

（３）児童生徒への対応

・当該保護者の了解を得た範囲で児童生徒に説明する。
・当該児童生徒と親しい関係にあった児童生徒の心のケアなどに配慮するとともに慎重に聴き取りを行う。
・当該保護者の意向に配慮し、通夜や告別式への参列及び引率を行う。

（４）ＰＴＡ及び保護者への対応

・ＰＴＡ会長と協議し、協力を依頼するとともに、当該保護者の了解を得た上で保護者に対して正確に伝える。
・社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて緊急保護者会を開催する。

２　学校の日常回復に向けた対応

・日常の回復に向けた取組を検討するとともに、児童生徒や教職員の心のケアに配慮する。
・児童生徒の心身の状態を確認し、保護者と連携して対応する。

３　調査の実施

・当該保護者の了承の下、教育委員会の附属機関（調査組織）による調査を行う。
・当該保護者の意向を確認し、「詳細調査」の実施方法等について検討する。

４　調査結果の報告

・当該保護者に対し調査結果等を報告するとともに、再発防止策を明らかにする。
・当該保護者の了承の下、調査結果等を市長及び保護者に報告する。

５　発生後の児童生徒及び当該保護者への対応

・児童生徒及び教職員の心身の状況を定期的に把握するとともに、当該保護者と継続的に関わりを持つ。
・重大事態が起きたときの対応を検証し、対応方法などの問題点や課題の解消を図る。

※　詳細は、千歳市いじめ防止基本方針別添「いじめの重大事態対応マニュアル」参照